

株式会社内田工業 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 9月 1日～ 令和12年 8月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和7年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和7年 11月～ 計画的な取得に向けて検討
- 令和8年 2月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始